

目次

第1章 総則(第1条 - 第3条)

第2章 競争参加資格の審査

第1節 申請の方法(第4条 - 第6条)

第2節 工事の資格審査(第7条 - 第11条)

第3節 調査等の資格審査(第12条 - 第14条)

第4節 資格登録後の手続き(第15条 - 第17条)

第5節 特殊な受付及び審査について(第17条の2)

第3章 資格登録の取消し等

第1節 資格登録の取消し(第18条)

第2節 資格登録の保留(第19条)

第4章 雑則(第20条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、西日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第7号)第7条に規定する競争参加資格の登録の要件、申請及び審査方法等に関する事項について定め、適正かつ円滑な事務手続きを行うことを目的とする。

(競争参加資格の登録の区分)

第2条 競争参加資格の審査(以下「資格審査」という。)及び登録(以下「資格登録」という。)は、次の各号に掲げる区分ごとに行うものとする。

- 一 工事 別紙1に掲げる工事種別ごと
- 二 調査等 別紙2に掲げる業種区分ごと

(資格登録の対象期間)

第3条 資格登録の対象期間は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間とする(以下「当期」という。)

第2章 競争参加資格の審査

第1節 申請の方法

(資格審査の申請の受付方法)

第4条 資格審査の申請は、資格審査を希望する者(以下、「希望者」という。)に対して、次の各号に掲げる方法により、資格区分ごとに、当該資格を審査するために必要な事項を提出させることにより行うものとする。

- 一 定期受付 当期の資格審査の希望者に対して、期間を定めて書類の提出又はインターネットへの入力をさせることにより、一斉に申請を受け付ける方法
- 二 随時受付 定期受付の終了後において、当期の資格審査の希望者に対して、随時に書類の提出を

させることにより申請を受け付ける方法

(申請方法の公告等)

第5条 希望者に対して前条の規定により資格審査の申請をさせる場合においては、第6条に規定する資格登録の要件並びに前条に規定する申請の時期及び方法等について、ホームページ掲載及び官報(別様式第6号)への掲載の方法により公告しなければならない。

2 資格審査の申請を円滑に行わせるため、資格登録の区分ごとに競争参加資格審査申請書作成の手引き(別添1及び別添2)を作成して、社屋内掲示又はホームページ掲載の方法により、希望者に対して周知するものとする。

(競争参加資格の登録の要件)

第6条 希望者は、次の各号に掲げる者でないことを要件とする。

- 一 契約を締結する能力を有しない者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得ない者並びに経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 二 次のいずれかの一に該当すると認められ、その事実があった後3年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。)であって、特に悪質であると認められる者。
 - イ 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり会社の社員の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ヘ 会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - ト その他会社に著しい損害を与えた者
- 三 前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者
- 四 競争参加資格審査申請書若しくは添付書類又は競争参加資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- 五 不正行為等防止約款(別添1別紙及び別添2別紙)に同意しない者
- 六 工事の資格審査を希望する場合は、別紙1に掲げる希望工事種別に対応する建設業(道路保全土木工事及び道路保全施設工事については、対応する全ての建設業)の種類について建設業法(昭和24年法律第100号。以下同じ。)第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(定期の資格審査にあつては告示(平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。)第1の1の2に規定する審査基準日が申請書類提出期間の末日の1年7月前の日以降であるもの、随時の資格審査にあつては申請をする日の1年7月前の日以降のものに限る。)を受けていない者
- 七 前号に規定する経営事項審査を受けているが、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する総合評定値通知書の雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」となっている者(ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものを除く。)
- 八 調査等の資格審査を希望する場合は、別紙2に掲げる希望業種区分に対応する営業に関し法令上

必要な資格を有していない者

九 当社から資本の全部又は一部の出資を受けている者

十 裁判所その他の公的紛争処理機関に係属している事件（規程第2条に定める契約に係るものに限る。）の相手方であり、かつ、当該事件における契約違反の有無その他の対立する利害の重大性を勘案して取締役が契約の相手方として不適当であると特に認めた者

十一 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する又はこれに準ずる者として公共工事等からの排除要請が行われ、その状態が継続している者

第2節 工事の資格審査

（資格審査申請に必要な書類）

第7条 工事に係る希望者には、次の各号に掲げる書類を提出させることにより申請させるものとする。

一 競争参加資格審査申請書（別添1様式1）

二 工事分割内訳表（別添1様式2）

三 営業所一覧表（別添1様式3）

四 総合評価値通知書の写し

五 納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3、その3の2、その3の3のいずれか））の写し

六 委任状（行政書士等が代理申請する場合）

（資格審査及び認定）

第8条 工事の資格審査について申請があったときは、第6条に規定する資格登録の要件及び前条に規定する書類の内容を審査のうえ、資格認定の可否について判断するものとする（資格登録を認定した者を「工事有資格者」という。以下同じ）。

2 前項の資格認定の頻度、日付等については、資格審査の申請方法ごとに、次の各号に掲げるところによる。

一 定期受付の場合は、毎期1回の頻度により一括認定することとし、その認定日は平成29年4月1日とする。

二 随時受付の場合は、毎月1回の頻度により一括認定することとし、その認定日は申請書を受理してから45日以内の日とする。ただし、資格登録の認定を受けていない者が、一般競争入札又は条件付一般競争入札に付す工事への競争参加資格確認申請書を提出している場合には、当該申請について緊急的に審査することとし、可能な限り当該工事の開札までに個別に認定するよう努めなければならない。

3 第1項の審査は、次の各号によるものとする。

一 第6条に定める資格要件を有していない者については、資格登録を認定しないものとする。

二 前号に掲げる者以外の者については、希望工事種別ごとに、客観的事項について算定した点数（以下「経営事項評価点数」という。）に主観的事項について算定した点数（以下「技術評価点数」という。）を加えて算定する総合点数を付与して資格登録を認定し、等級区分を設けている工事種別については等級及び総合点数を付与して、資格登録を認定するものとする。

4 前項第2号にいう客観的事項とは、経営事項審査の告示第1に規定する審査の項目とする。

5 第3項第2号にいう主観的事項とは、次の各号のとおりとする。

一 希望工事種別ごとの工事成績

二 指名停止措置の期間に応じた減点

(経営事項評価点数の算定)

第 9 条 経営事項評価点数は、前条第 4 項の経営事項審査の項目について、次表に定めるところにより算定するものとする。

一 年間平均完成工事高の点数 (X1)	希望工事種別ごとに、第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる競争参加資格審査申請書に記載された年間平均完成工事高の金額に応じ、経営事項審査の告示別表第 1 の区分の欄に掲げる点数とする。
二 自己資本額及び平均利益額 (X2) 経営状況 (Y) 技術力 (Z) その他の審査項目 (社会性等) (W) の点数	それぞれ経営事項審査の告示第 2 の審査基準により審査され、第 7 条第 1 項第 4 号に掲げる総合評定値通知書の写しに記載されている点数とする。ただし、技術力の点数 (Z) については、希望工事種別ごとに、それぞれ対応する建設工事の種類に係る点数のうち最も大きなものを点数とする。
三 経営事項評価点数	次の算式によって計算した値 (小数点以下第 1 位を四捨五入した値) とする。 算 式 $0.25 \times X1 + 0.15 \times X2 + 0.20 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$ この式において X1、X2、Y、Z 及び W は、それぞれ次の値を表すものとする。 X1 年間平均完成工事高の点数 X2 自己資本額及び平均利益額の点数 Y 経営状況の点数 Z 技術力の点数 W その他の審査項目 (社会性等) の点数

2 一般競争入札において一般競争参加資格とする経営事項評価点数は、土木工事、舗装工事、PC 橋上部工工事、鋼橋上部工工事、橋梁補修改築工事、建築工事、トンネル非常用設備工事、遠方監視制御設備工事、交通情報設備工事及び無線設備工事について設定するものとし、一般競争参加資格とする経営事項評価点数 (別紙 3) によるものとする。ただし、継続契約方式実施要領 (平成 29 年要領第 182 号) で定める場合はこの限りではない。

(技術評価点数の算定)

第 10 条 主観的事項の点数のうち、技術評価点数は、次表に定めるところにより算定するものとする。

一 対象工事	平成 28 年 10 月 1 日 (以下「主観的事項の審査基準日」という。) の前日までの 6 年間に完成した工事 (会社、東日本高速道路 (株) 及び中日本高速道路 (株) が発注した工事で希望工事種別に属する工事に限る。ただし、土木工事については主観的事項の審査基準日の前日までの 6 年間に完成した国土交通省 (近畿・中国・四国・九州の各地方整備局のみ) の発注工事 (道路事業の一般土木工事のみ) を含む。) とする。
二 技術評価点数	対象工事の工事成績評定の評定点 (A) から 65 点を控除した点数に、請負金額を 100 万で除した数値 (B) 高度技術点又は工事特性に応じた別紙 4 に掲げる係数 (C) 及び発注機関に応じた別紙 5 に掲げる係数 (D) をそれぞれ乗

	<p>じた点数（以下「基準点」という。）を別紙 5 - 1 に定める係数（ ）で累乗した点数（完成した工事が 2 以上あるときは、対象工事全ての基準点を合計した点数を別紙 5 - 1 に定める係数（ ）で累乗した点数）に経営事項評価点数と技術評価点数の調整係数 3.6 を乗じて得た点数（小数点以下第 1 位を四捨五入した値）とする。ただし、高度技術点の対象となる工事は、主観的事項の審査基準日の前日までの 3 年間に完成した会社、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)の発注工事に限るものとする。</p> <p>なお、対象工事が成績評定の対象工事でないとき、対象工事がなく又は算出結果がマイナス値になったときは、0 点とし、国土交通省の発注工事を加味した結果、土木工事の総合点数が 1,650 点以上となった者については 1,649 点、1,549 点以下となった者については 1,550 点となる技術評価点数を適用する。</p> <p>計算式</p> $[\{ (A - 65) \times B \times C \times D \}] \times 3.6$
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 2 主観的事項の点数のうち、西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成 17 年要領第 9 号）による指名停止措置（以下「指名停止」という。）の期間に応じた減点（以下「指名停止減点」という。）は、次表に定めるところにより算定するものとする。

一 指名停止減点の対象	平成 28 年 12 月 1 日の前日までの 2 年間に会社が行った指名停止を対象とする。ただし、指名停止の原因となる事象が平成 17 年 8 月 9 日以前である場合及び成績評定において減点対象とした措置については、対象としない。
二 指名停止減点	指名停止期間 1 月（当該期間に 1 月未満の端数があるときは 1 月とする。）につき、10 点の減点とする。 指名停止月数 × マイナス 10 点

（等級区分）

第 11 条 第 8 条第 3 項第 2 号の等級区分は、土木工事、舗装工事、PC 橋上部工工事、鋼橋上部工工事、建築工事、電気工事及び通信工事について設定するものとし、等級基準表（別紙 6）によるものとする。

- 2 等級区分を設けた工事種別については、その規模ごとに競争参加を認める等級区分を工事競争参加者募集・選定表（別紙 7）のとおり定めることとし、契約責任者は、競争に参加させる者を同表に基づき募集し、又は選定するものとする。この場合において、募集し、又は選定する共同企業体は、共同企業体運用基準（別紙 8）に基づくものとし、共同企業体協定書の案を標準特定建設工事共同企業体協定書（別紙 9）に基づき作成させなければならない。

- 3 契約責任者は、当該工事の設計額に対応する等級に格付けされた工事有資格者の数が少数であるとき、工事が特別の技術又は高度の施工能力を必要とするものであるときその他必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該工事の設計額に対応する等級以外の等級に格付けされた工事有資格者を募集し、又は選定することができる。

第 3 節 調査等の資格審査
（資格審査申請に必要な書類）

第12条 調査等に係る希望者には、次の各号に掲げる書類を提出させることにより申請させるものとする。

- 一 競争参加資格審査申請書（別添2様式1）
- 二 営業所一覧表（別添2様式2）
- 三 技術者経歴書（別添2様式3）
- 四 希望者が法人であるときは、登記事項証明書の写し
- 五 第6条第7号に規定する、営業に関し法令上必要とする登録の証明書の写し
- 六 財務諸表類
- 七 納税証明書(国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3、その3の2、その3の3のいずれか))の写し
- 八 委任状（行政書士等が代理申請する場合）

（資格審査及び認定）

第13条 調査等の資格審査について申請があったときは、第6条に規定する資格登録の要件及び前条に規定する書類の内容を審査のうえ、資格認定の可否について判断するものとする（資格登録を認定した者を「調査等有資格者」という。以下同じ）。

2 前項の資格認定の頻度、日付等については、資格審査の申請方法ごとに、次の各号に掲げるところによる。

- 一 定期受付の場合は、毎期1回の頻度により一括認定することとし、その認定日は平成29年4月1日とする。
- 二 随時受付の場合は、毎月1回の頻度により一括認定することとし、その認定日は申請書を受理してから45日以内の日とする。ただし、資格登録の認定を受けていない者が、公募型競争入札（簡易型を含む。）又は公募型プロポーザル方式（簡易型を含む。）の手続による調査等への参加表明書を提出している場合には、当該申請について緊急的に審査することとし、可能な限り公募型競争入札（簡易型を含む。）の手続きにあっては当該調査等の指名通知を行うまでに、公募型プロポーザル方式（簡易型を含む。）の手続きにあっては当該調査等の技術提案書の提出要請を行うまでに個別に認定するよう努めなければならない。

3 第1項の審査は、次の各号によるものとする。

- 一 第6条に定める資格要件を有していない者については、資格登録を認定しないものとする。
- 二 前号に掲げる者以外の者については、希望業種区分ごとに次条に定めるところにより算定する総合点数を付して資格登録を認定するものとする。

（総合点数の算定）

第14条 総合点数は、次表左欄に掲げる項目について、それぞれ右欄の点数を付与するものとする。

項目	点数
一 申請をする日の直前の営業年度の終了日（以下「調査等の審査基準日」という。）の直前2年の各事業（営業）年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高（A）	年間平均実績高の金額に応じ、別紙10の点数の欄に掲げる点数
二 調査等の審査基準日における純資産額（B）	純資産額を年間平均実績高で除し、100を乗じて得た数値に応じ、別紙11の点数の欄に掲げる点数

三 調査等の審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数（C）	別紙 12 の有資格者欄に が付いている資格者の数に 5 を、同表の有資格者欄に が付いている資格者の数に 2 をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値に応じ、別紙 13 の点数の欄に掲げる点数
四 調査等の審査基準日までの営業年数（D）	営業年数に応じ別紙 14 の点数の欄に掲げる点数とする。
五 指名停止減点（E）	平成 28 年 12 月 1 日の前日までの 2 年間に会社が行った指名停止を対象として、指名停止期間 1 月（当該期間に 1 月未満の端数があるときは 1 月とする。）につき、1 点とする。ただし、指名停止の原因となる事象が平成 17 年 8 月 9 日以前である場合及び成績評定において減点対象とした措置については、対象としない。
六 総合点数	総合点数は、次の算式によって計算した値とする。 $3 \times A + B + 5 \times C + D - E$

（共同企業体）

第 14 条の 2 契約責任者は、共同企業体を募集し、又は選定する場合、共同企業体協定書の案を標準特定設計共同企業体協定書（別紙 15）に基づき作成させなければならない。

第 4 節 資格登録後の手続き

（有資格者名簿の作成）

第 15 条 資格を認定したときは、工事有資格者及び調査等有資格者（以下「有資格者」という。）について、資格区分ごとに、名称、代表者名、所在地、評価点数その他必要なデータを記載した名簿（工事請負有資格者名簿（別記様式第 1 号）及び調査等請負有資格者名簿（別記様式第 2 号））を作成しなければならない。

2 前項の名簿作成後速やかに当該名簿をホームページへの掲載の方法により公表しなければならない。

（非認定の場合の手続）

第 15 条の 2 資格を認定しないときは、その旨を別記様式第 5 号によって通知するものとする。

（資格登録の有効期間）

第 16 条 資格登録の有効期間は、当該資格登録認定の日から、平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、平成 31 年 3 月 31 日までに入札公告に掲載している工事及び調査等の案件に関しては、当期の有資格者を有効とするものとする。

（変更等の届出）

第 17 条 有資格者又は希望者が資格審査の申請をした後に次の各号に該当することとなったときは、直ちにその旨を変更届（別添 1 様式及び別添 2 様式）により届け出させるものとする。

- 一 第 6 条に規定する資格登録の要件を有さない者になったとき
- 二 死亡したとき、廃業したとき、法人が消滅又は解散したとき、経常建設共同企業体を解散したとき

- 三 法人である場合においては本社（店）の住所、商号又は名称、代表者の氏名、本社（店）の電話番号・FAX番号に、個人である場合においてはその者の氏名、住所、電話番号・FAX番号に変更があったとき
- 四 営業所（経営事項審査を受けた建設業許可を有している営業所に限る。）の新設・廃止又は名称、住所、電話番号、FAX番号に変更があったとき
- 五 法人が、合併、営業譲渡（譲受）又は会社分割を行ったとき
- 六 工事有資格者又は希望者について、建設業許可の区分又は許可を受けた建設業の種類に変更があったとき
- 七 調査等有資格者又は希望者について、営業に関し法令上必要な資格の登録状況に変更があったとき

第5節 特殊な受付及び審査について

（他の要領への委任）

第17条の2 経常建設共同企業体、特例の対象となる事業協同組合及び合併等を行った会社等の受付及び審査方法等については、本章の規定によるほか別に定めるところによる。

第3章 資格登録の取消し等

第1節 資格登録の取消し

第18条 有資格者が、第6条第1号から第9号及び第11号に該当する者になったとき、不正の手段により資格登録の認定を受けたとき、法令の定めによる資格を喪失したとき又は消滅・解散・廃業したときは有資格者名簿から抹消するものとする。なお、第6条第11号に該当する者になり有資格者名簿から抹消する場合、その者に競争参加資格取消通知書（別記様式第7号）により資格登録の取消しの通知をするものとする。

- 2 第1項の規定により資格登録を取り消された者は、当該取消の日からこの要領に基づく新たな資格審査の申請ができないものとする。ただし、第6条第11号に該当する者については、次項による。
- 3 第6条第11号に該当する者となり資格登録を取り消された者は、その該当する事象が消滅した場合、新たな資格審査の申請ができる。なお、新たな資格審査の申請があった場合は、資格を取り消した時に資格登録の認定をしていた内容により資格登録の認定を行うものとする。
- 4 契約責任者は、第1項の規定により資格登録を取り消されている者に、工事等の全部若しくは一部を委託してはならない。

第2節 資格登録の保留

（資格登録の保留）

第19条 有資格者が、第6条第1号から第9号に該当する者になった場合で、必要があると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、資格登録の保留をすることができるものとする。

- 2 有資格者が、第6条第10号に該当する者になった場合、資格登録の保留をするものとする。
- 3 有資格者が、前2項の規定に該当したとき、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行ったときは、資格登録を保留するとともに、その者に競争参加資格保留通知書（別記様式第3号）により資格登録の保留の通知をするものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定に基づき資格登録の保留を行った場合で、その該当する事象が消滅したと認めるときは、保留を解除するとともに、その者に競争参加資格保留解除通知書（別記様式第4号）により通知をするものとする。

- 5 第3項の規定により保留通知を行った者については、前条第4項の規定を準用する。
- 6 更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者の資格審査及び登録の手続については、別に定めるものとする。

第3章 雑則

(実施方法)

第20条 競争参加資格の保留の通知は社長名義により行うこととし、財務担当取締役が専決する。

- 2 競争参加資格の認定等の事務は、財務部契約審査課において行う。

- 別紙 1 工事及び維持修繕作業の工事種別（第 2 条関係）
- 別紙 2 調査等の業種区分（第 2 条関係）
- 別紙 3 一般競争参加資格とする経営事項評価点数（第 9 条関係）
- 別紙 4 難易度係数（第 10 条関係）
- 別紙 5 部局係数（第 10 条関係）
- 別紙 5 - 1 調整係数（第 10 条関係）
- 別紙 6 等級基準表（第 11 条関係）
- 別紙 7 工事競争参加者募集・選定表（第 11 条関係）
- 別紙 8 共同企業体運用基準（第 11 条関係）
- 別紙 9 標準特定建設工事共同企業体協定書（第 11 条関係）
- 別紙 10 年間平均実績高に応じた点数（第 14 条関係）
- 別紙 11 自己資本数値に応じた点数（第 14 条関係）
- 別紙 12 業種区分ごとの有資格者（第 14 条関係）
- 別紙 13 業種区分ごとの有資格者数値に応じた点数（第 14 条関係）
- 別紙 14 営業年数に応じた点数（第 14 条関係）
- 別紙 15 標準特定設計共同企業体協定書（第 14 条の 2 関係）

- 別記様式第 1 号 工事請負有資格者名簿（第 15 条関係）
- 別記様式第 2 号 調査等請負有資格者名簿（第 15 条関係）
- 別記様式第 3 号 競争参加資格保留通知書（第 19 条関係）
- 別記様式第 4 号 競争参加資格保留解除通知書（第 19 条関係）
- 別記様式第 5 号 競争参加資格非認定通知書（第 15 条の 2 関係）
- 別記様式第 6 号 官報（第 5 条関係）
- 別記様式第 7 号 競争参加資格取消通知書（第 18 条関係）

- 別添 1 競争参加資格審査申請書作成の手引き（工事）（第 5 条第 2 項関係）
- 別添 2 競争参加資格審査申請書作成の手引き（調査等）（第 5 条第 2 項関係）